

設 立 総 会

第 26 回国民文化祭大山崎町実行委員会

設立総会次第

1 開 会

2 あいさつ

3 経過報告

4 第 26 回国民文化祭・京都 2011 の概要説明

5 仮議長の選出

6 議 事

第 1 号議案	第 26 回国民文化祭大山崎町実行委員会の設立について
第 2 号議案	第 26 回国民文化祭大山崎町実行委員会会則の制定について
報告事項	第 26 回国民文化祭大山崎町実行委員会委員等の委嘱

7 閉 会

経過報告

国民文化祭は、文化・芸術活動に親しんでいる全国の愛好者や団体が一堂に会し、日頃の研鑽の成果を全国規模で発表し、競演し、交流する場となる国内最大の文化の祭典であり、広く住民活動への参加の機運を高め、新しい文化芸術の創造を促すとともに、地域文化の振興に寄与することを目的としています。

昭和 61 年に東京都で開催されて以来、順次、各県を巡り開催されており、平成 23 年に第 26 回国民文化祭が京都で開催されます。

これまでの準備経過等については下記のとおりです。

平成 17 年 9 月 30 日	平成 23 年度の第 26 回国民文化祭の京都府開催が決定
平成 18 年 10 月 23 日	第 26 回国民文化祭開催準備委員会発足
平成 20 年 4 月 8 日	第 26 回国民文化祭・京都 2011 基本構想（案）策定
平成 20 年 7 月 7 日	第 26 回国民文化祭・京都 2011 基本構想を文化庁が承認
平成 20 年 10 月 17 日	第 26 回国民文化祭京都府実行委員会 設立総会・第 1 回総会を開催
平成 21 年 3 月 30 日	第 26 回国民文化祭京都府実行委員会第 2 回総会を開催 実施計画大綱（案）を策定 大山崎町での主催事業が内定
平成 21 年 7 月 23 日	第 26 回国民文化祭実施計画大綱を文化庁が承認
平成 21 年 7 月 27 日	第 26 回国民文化祭京都府実行委員会第 3 回総会を開催
平成 21 年 11 月 27 日	第 26 回国民文化祭大山崎町実行委員会 設立総会・第 1 回総会を開催

国民文化祭開催状況

	開催県	会期 (期間)	事業数	出演団体 (団体)		出演者数 (人)		応募点数 (点)		観客数
				県外	県内	県外	県内	県外	県内	
第1回	東京都	S.61.11.22-12.1 (10日間)	12	153	84 69	6,438	2,828 3,610	9,800	46,750人	
第2回	熊本県	S.62.10.2-10.11 (10日間)	21	305	164 141	8,180	2,119 6,061	6,954 4,624 2,330	205,780人	
第3回	兵庫県	S.63.10.22-11.3 (13日間)	43	711	344 367	14,107	5,906 8,201	14,919 8,929 5,990	434,249人	
第4回	埼玉県	H.1.11.2-11.12 (11日間)	35	772	413 359	17,311	5,714 11,597	25,296 12,106 13,190	549,014人	
第5回	愛媛県	H.2.10.19-10.26 (9日間)	31	1,154	446 708	34,356	9,641 24,715	55,628 31,948 23,680	638,400人	
第6回	千葉県	H.3.11.16-11.25 (10日間)	33	950	531 419	22,571	8,994 13,577	50,890 34,690 16,200	733,400人	
第7回	石川県	H.4.10.24-11.3 (11日間)	44	672	412 260	19,669	7,137 12,532	47,845 29,964 17,881	504,700人	
第8回	岩手県	H.5.10.8-10.17 (10日間)	31	885	503 382	21,913	8,817 13,096	56,089 42,403 13,686	677,634人	
第9回	三重県	H.6.10.22-10.30 (9日間)	38	1,666	573 493	24,677	10,097 14,580	52,016 37,963 14,053	803,600人	
第10回	栃木県	H.7.10.27-11.5 (10日間)	33	1,323	691 632	25,586	8,092 17,494	63,843 41,846 21,997	937,085人	
第11回	富山県	H.8.9.28-10.7 (10日間)	32	1,054	628 426	25,081	9,380 15,701	61,900 44,347 17,553	722,461人	
第12回	香川県	H.9.10.25-11.3 (10日間)	34	1,132	669 463	26,847	10,588 16,259	81,354 58,588 22,766	873,203人	
第13回	大分県	H.10.10.17-10.26 (10日間)	38	919	487 432	25,252	9,672 15,580	63,219 35,740 27,479	877,954人	
第14回	岐阜県	H.11.10.23-11.3 (12日間)	45	1,247	536 711	29,676	11,312 18,364	123,379 61,170 62,209	1,120,755人	
第15回	広島県	H.12.11.3-11.12 (10日間)	45	1,330	589 741	35,724	10,257 25,467	101,120 53,846 47,274	1,535,368人	
第16回	群馬県	H.13.11.3-11.11 (9日間)	54	1,219	502 717	55,573	11,360 44,213	113,021 76,173 36,848	2,198,790人	
第17回	鳥取県	H.14.10.12-11.4 (24日間)	39	1,726	837 889	31,565	13,115 18,450	75,995 51,835 24,160	742,810人	
第18回	山形県	H.15.10.4-10.13 (10日間)	81	1,517	649 868	34,215	9,581 24,544	72,986 43,519 29,467	1,082,378人	
第19回	福岡県	H.16.10.30-11.14 (16日間)	115	2,031	831 1,200	41,106	11,796 29,311	156,552 74,795 81,757	3,452,904人	
第20回	福井県	H.17.10.22-11.3 (13日間)	67	2,077	1,050 1,027	30,842	9,907 20,935	101,399 61,574 39,825	785,863人	
第21回	山口県	H.18.11.3-11.12 (10日間)	105	2,556	828 1,728	47,450	13,245 34,205	177,387 84,671 92,718	1,448,452人	
第22回	徳島県	H.19.10.27-11.4 (9日間)	89	2,871	1,170 1,701	30,524	11,705 18,819	106,030 65,860 40,170	769,687人	
第23回	茨城県	H.20.11.1-11.9 (9日間)	65	3,132	688 2,444	41,647	11,582 30,065	108,746 72,009 36,737	1,181,572人	
第24回	静岡県	H.21.10.24-11.8 (16日間)								
第25回	岡山県	平成22年度 H22.10.30-11.7 (9日間)								
第26回	京都府	平成23年度 H23.10.29-11.6 (9日間)								

第 26 回国民文化祭・京都 2011 の概要

1 趣旨

国民文化祭は、全国的な文化活動の発表・交流の場を提供する中で、「京都ならではの」文化を発信するとともに、長年培われてきた伝統文化の継承と新しい文化の創造に資することを目的とする。

2 名称およびテーマ

名 称 第 26 回国民文化祭・京都 2011
テーマ 心ころを整える ～ 文化発心

3 主催者

文化庁、京都府、京都府教育委員会、開催市町村、開催市町村教育委員会、第 26 回国民文化祭京都府実行委員会、第 26 回国民文化祭市町村実行委員会、全国および府内の文化団体など

4 会期

平成 23 年 10 月 29 日（土） ～ 11 月 6 日（日） 9 日間

5 シンボルマーク



文化は人間の知恵であり、秩序ある生活との結合であります。限りなく広がる文化へのあこがれを、歓喜の人形（かた）の構成でイメージしたデザインです。日本古来の古代紫を基調に、明るさを加えて、新しい日本の未来色のイメージにした色彩計画です。

福田繁雄(グラフィック・デザイナー)

6 マスコットキャラクター

第 26 回国民文化祭・京都 2011
マスコットキャラクター



「まゆまる」

第26回国民文化祭・京都2011 事業一覧

開催地	事業名	開催地	事業名
大山崎町	◎戦国大茶会 ◎灯明アートフェスティバル	京丹波市	○人形浄瑠璃の祭典
京都市	●開会式・オープニングフェスティバル (オープニングパレードを含む) ●閉会式・グランドフィナーレ ●リレーシンポジウム・ファイナルセッション ●現代劇の祭典 ●洋舞フェスティバル ●連歌の祭典 ●競技文化フェスティバル (小倉百人一首かるた大会、囲碁大会、 将棋大会、ゲーム文化) ○合唱の祭典 ○吹奏楽の祭典 ○ジュニアオーケストラ・フェスティバル ○全国吟詠剣詩舞道祭 ○日本舞踊の祭典 ○邦楽の祭典 ○能楽の祭典 ○連句の祭典 ○美術展 (日本画展、洋画展、書展、彫刻展) ○京の暮らしの文化展 ○茶の世界展 ○いけばなの世界展 ○マンガアートフェスティバル	南丹市	○工芸の祭典 ○工房と里の秋めぐり「里の秋マップ」
伊根町	○民話の祭典	亀岡市	○亀岡祭 ○民俗芸能の祭典
京丹後市	○小町ろまん「短歌大会」 ○シルクファッションフェスティバル ○シンポジウム 「百歳健康長寿推進のまちづくり」	向日市	○切り絵の世界「剪画展」
与謝野町	○与謝蕪村顕彰「俳句大会」	長岡京市	○オーケストラの祭典 ○洋舞フェスティバル・クラシックパレエ
宮津市	○民謡・民舞の祭典	宇治市	○マーチングフェスティバル ○全国田楽祭
舞鶴市	○吹奏楽ポップスとジャズの祭典 ○赤レンガアートフェスティバル	城陽市	○大正琴の祭典 ○和太鼓フェスティバル
綾部市	○里山合唱フェスティバル ○シンポジウム「里山」	久御山町	○食文化の祭典「野の恵み」
福知山市	○盆踊りフェスティバル ○日本「鬼」文化祭典	八幡市	○おやじたちのコンサート ○松花堂昭乗展
		京田辺市	○人形劇の祭典 ○一休とんち大賞
		井手町	○川柳の祭典
		木津川市	○木津川物語 2011
		けいはんな 学研都市	●明日の暮らしの文化展 ●シンポジウム「地球と人間」
		精華町	○少年少女合唱フェスティバル
		宇治田原町	○室内楽フェスティバル ○永谷宗圓「茶」俳句賞
		和束町	○「お茶のある風景」フォトコンテスト
		笠置町	○食文化の祭典 「山の恵み『全国ご当地鍋サミット』」
		南山城村	○宇治茶の郷フェスティバル
		山城地域	●宇治茶の郷フェスティバル
		広域	●大茶会 ●大華道展 ●食文化の祭典「海の恵み」 ●食文化の祭典「郷の恵み」 ●食文化の祭典「京の料理」

※◎大山崎町主催事業 ●京都府主催事業 ○市町村主催事業

第 26 回国民文化祭大山崎町実行委員会の設立について

京都は、古く平安京の昔から数々の伝統文化を育んできた日本人の心の「ふるさと」です。そして今、国民文化祭の開催を機に、あらためて「京都ならではの」素晴らしい文化を全国に向けて発信しようとしています。

その京都の西南端・大山崎町は、悠久の流れを湛える「淀川」と、秀吉と光秀が運命を分けた「山崎合戦」の舞台として知られる・天下分け目の「天王山」に抱かれ、これまで多様な文化を形成してきました。

秀吉が茶の湯の師と仰いだ千利休が残したと伝えられる茶室「待庵」に象徴される「茶」は、戦国の世にあつて戦へと出陣する武将たちにさえ、ひとときの安らぎを与えたことでしょう。また、荏胡麻を原料とする灯明油の販売によって莫大な富を得た油商人たちによる「油座」は、中世の自治都市をこの地につくり上げたと言われています。

大山崎町では、先人たちがこの地に残したこれらの伝統文化をこれからも長く伝えるとともに、その素晴らしさを広く全国に発信するために、地域の皆さんの協力を得ながら、「第 26 回国民文化祭・京都 2011」を盛り上げ、大山崎町独自の事業の開催および運営を推進していくものとし、ここに「第 26 回国民文化祭大山崎町実行委員会」を設立します。

第26回国民文化祭大山崎町実行委員会会則の制定について

第26回国民文化祭大山崎町実行委員会会則を次のとおり定める。

第26回国民文化祭大山崎町実行委員会会則（案）

第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は、第26回国民文化祭大山崎町実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、第26回国民文化祭京都府実行委員会（以下「府実行委員会」という。）と連携して第26回国民文化祭（以下「国民文化祭」という。）を円滑に開催することにより、広く住民の文化活動への参加意欲を喚起し、新しい文化の創造を促し、併せて地方文化の振興に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は前条の目的を達成するため、府実行委員会と連携して国民文化祭の準備、運営、実施等を行う。

第2章 組 織

（組織）

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、大山崎町長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

（1）関係機関及び団体の役職員

（2）学識経験者

（3）公募委員

（4）前3号に掲げる者のほか、会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 実行委員会に、会長のほか次の役員を置く。

（1）副会長 2名

（2）監事 2名

2 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、会長が委嘱する。ただし、委員と兼ねることはできない。

（役員職務）

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を管理し、とりまとめる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査する。

(顧問)

第7条 実行委員会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(任期)

第8条 委員、役員及び顧問の任期は、委嘱の日から第16条の規定により実行委員会が解散する日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第3項第1号に掲げる者のうちから委嘱された委員及び役員は、就任時の機関及び団体の役職を離れた場合は、その後任者が、前任者の残任期間を務めるものとする。

第3章 会議

(会議)

第9条 実行委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員及び役員をもって構成する。

2 会議は、会長が招集する。

3 会議の議長は、会長をもって充てる。

4 会議は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 会則に関する事項

(2) 国民文化祭の準備、運営、実施等の基本となる計画に関する事項

(3) 事業計画及び事業報告に関する事項

(4) 予算及び決算に関する事項

(5) 企画委員会への付託及び委任に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、国民文化祭の開催に係る重要な事項

5 会議は、委員及び役員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に表決を委任し、又は書面によって表決することができる。この場合、前項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

8 会長が必要と認める場合は、事前に送付した議案について書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。

9 会長は、必要があると認める場合は、委員及び役員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(会長の専決処分)

第10条 会長は、会議を招集するいとまがないときは、緊急を要する事項について、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告し、承認を求めなければならない。

(事業別企画委員会)

第 11 条 実行委員会に事業別企画委員会（以下「企画委員会」という。）を置くことができる。

2 企画委員会は、会長が委嘱する者をもって組織する。

3 企画委員会は、国民文化祭の準備、運営、実施等の具体的な企画及び実施方法等について審議し、又は決定し、その結果について総会に報告する。

4 前各項に定めるもののほか、企画委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 4 章 事務局

（事務局）

第 12 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 5 章 会 計

（会計）

第 13 条 実行委員会の経費は、負担金その他収入をもって充てる。

（監査）

第 14 条 監事は、実行委員会の決算について監査し、総会に報告しなければならない。

（会計年度）

第 15 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 6 章 解 散

（解散）

第 16 条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

（残余財産の帰属）

第 17 条 前条の規定により、実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、大山崎町に帰属するものとする。

第 7 章 補 則

（補則）

第 18 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この会則は、平成 21 年 11 月 27 日から施行する。

（経過措置）

2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第 15 条の規定にかかわらず、この会則施行の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。